

# 豊後国佐伯城の大修築（宝永6年～享保13年）について

白 峰 旬

## はじめに

豊後国佐伯城は慶長7年（1602）（一説に同9年〔1604〕）に佐伯藩（2万石）の初代藩主毛利高政によって新規築城された山城であり、毛利高政と二代藩主同高成は山城に居館を置き、当初は山城として機能していたが、三代藩主の同高尚が、その不便さから寛永14年（1637）に山麓の三の丸に居館を移した。<sup>(1)</sup>そして、その後の山城部分は放置され荒廃した状況にあった。このため、6代藩主の同高慶は、宝永6年（1709）に幕府の許可を得て修復工事に取り掛かったが、これはそれまで荒廃していた山城部分を作事・普請ともに築城時の姿に復旧する大修築であった。この大修築は享保13年（1728）まで約20年間を要して完成した。<sup>(2)</sup>

従来の通史的解釈によれば、こうした大修築が、武家諸法度下の江戸時代中期において外様大名の居城でなされた点は異例ということになろう。また、藩政機能の中心が山麓の三の丸に移行したあとも、なお山城部分の修築を大規模におこなったことの意味についても興味を持たれる点である。よって、本稿では江戸時代中期（宝永6年～享保13年）における豊後国佐伯城の大修築について、佐伯藩の藩政史料である『温故知新録』<sup>(3)</sup>をもとに検証していきたい。

## 1. 宝永6年～同7年の作事・普請

宝永6年から開始される大修築に関して、その計画がされたのは同4年のことであった。この時の計画では、「城修復」を翌5年の春より開始し、同年中に完成させる、というものであったが、実際には同6年から開始されることになり、工期も後述のように1年間で終了したわけではなかった。この時の佐伯城（山上の曲輪群）の状態は「数年大破」の状況であり、「絶候所改候義」が今回の大修築の目的であった。宝永6年は、山麓の三の丸に居館を移した寛永14年から、すでに70年以上が経過しており、城郭建築物の耐用年限を約20年と想定すると<sup>(4)</sup>、山上の曲輪群の建築物はかなりの程度荒廃していたと思われ<sup>(5)</sup>、前述のように「大破」の状態であったことも首肯できる。その意味では、今回の大修築では、単なる修復作事ではなく、大規模な新規作事としておこなう必要があった。以下においては、宝永6年～同7年の作事・普請のプロセスについて述べることとする。

### 【宝永6年】

宝永6年には、佐伯藩から幕府への申請、幕府からの老中奉書発給による作事・普請の許可、その後、佐伯城の山上の曲輪群において作事・普請がおこなわれた。具体的には、同年5月28日に絵図を提出して、「本丸・二丸・出丸・曲輪等之普請」について幕府への申請がおこなわれ<sup>(6)</sup>、同年6月27日に老中秋元喬知から「御證文之御奉書」が出された。<sup>(7)</sup>この老中奉書が江戸から国元の佐

伯に着いたのは、同年7月13日であった。

この老中奉書到着を受けて、同月19日には、毛利高慶の指示により、本丸の作事・普請の関係役人が決定した。具体的には、惣奉行に家老の戸倉範重(外記)が任命されたのをはじめとして、資材担当の責任者(諸色受込役)、現場での上級責任者(普請上奉行)、作事・普請中の総監察役(普請中惣目付)、現場での実務担当の責任者(所奉行)、作事・普請経費関係の総括責任者(普請入用元)などが決められた。つまり、作事・普請の遂行にあたって、惣奉行のもと、資材搬入の管理、現場での作事・普請進行の管理、作事・普請関係経費の管理などを一体化した職制であることがわかる。

7月23日には、斧始め(おのはじめ)の儀式がおこなわれ、初めて切った松1本、角(角材のことか?)1本、<sup>なた</sup>鉦1挺、丸太1本を三品に拵えて、天守台に上げておき、時期を見て遣わすように毛利高慶が惣奉行の戸倉外記に対して命じている。この場合、斧始めの儀式の内容が具体的にわかる点と、その場所が天守台であった点に注意したい。その意味では天守台の使い方として重要な事例ということになろう。また、斧始めの儀式とは、大工などの作事関係者ではなく<sup>(8)</sup>、最初の木の切り出しにかかわった杣に關係する儀式であることもわかる(表2参照)。

7月26日には作事・普請期間中の休日設定がおこなわれた。具体的には、8月1日、9月9日、10月2日、11月5日の各休日と、年内(宝永6年)は12月25日に作事・普請を終了し、翌年(宝永7年)の正月2日から作事・普請を再開すること、及び、翌年(宝永7年)2月中旬までには作事・普請を完了させること、などが毛利高慶から命じられた。このように、作事・普請期間を宝永6年8月~同7年2月中旬と予定して、その間、8月~11月までは各月の月上旬に1月に1回のペースで休日を入れることとし、12月~翌年1月にかけては年末年始に6日間の休日期間を設け、翌年2月は中旬には完了予定なので、特に休日を設定していない。こうした作事・普請期間中の休日設定は、作事・普請の現場における労務管理という点で注目されよう。

8月2日、本丸外曲輪内の大工小屋において、鉦始め(ちょうなはじめ)の儀式がおこなわれ、棟梁1人と脇棟梁2人が「鉦立之規式」を済ませた。この時には惣奉行の戸倉外記と、その外の役人が列席した(表2参照)。このように鉦始めの儀式は、前出の斧始めの儀式とは異なり、作事関係の中心的職務にある棟梁と脇棟梁が、大工小屋においておこなっている。その意味では、鉦始めの儀式は、作事関係者による作事開始の儀式<sup>(9)</sup>ということができ、鉦始めの儀式をおこなった日が作事の開始日であった、ということになろう。

8月4日、惣奉行の戸倉外記は、①本丸惣側の堀(本丸の全周をめぐる堀という意味か?)だけは、練堀にしないと風雨が強く破損する可能性がある、②西の出丸下段に2間半×10間の小屋を本日より掛けさせたこと、③下刈りの人夫は、これまで300人ずつ申し付けていたが、本日より200人を差し引き、100人を申し付ける、の3点について、毛利高慶に上申して許可されている。この中で、①については、天守台を除くと本丸は城内の最高所(城山の山頂)に位置しているため、風雨の影響を直接受けて痛みやすいことに対する対策であろうし、②の小屋掛けについては、作事・

普請作業に直接関係するものであることは当然であろう。③の下刈りの人夫については、これまで山上の曲輪群が荒廃していたことから、これからおこなう作事・普請作業の妨げにならないよう、雑草や雑木を刈り取るために人夫を動員したものと思われ、その人数を減らしたことは刈り取り作業にある程度の日途がついてきたことを示すものであろう。

9月8日には、先月（8月）18日に（老中奉書発給に対しての）請書を幕府へ提出した旨の報告が、江戸藩邸より国元の毛利高慶に対しておこなわれた。そして、この請書提出の際には、その祝儀として、江戸藩邸において家中の者に吸物と酒を与えて祝わせたことも併せて報告された。この請書提出については、すでに国元の毛利高慶から江戸藩邸に対して、（老中奉書受領の旨の）返報が国元より江戸藩邸へ到着次第に幕府へ（請書を）提出するよう指示されていたので、こうしたプロセスを経たために、請書の提出が老中奉書発給の時点からみて約2ヶ月弱も経過した時期になったものと思われる。<sup>(10)</sup>

毛利高慶は、城山での地鎮祭（「地祭」）について9月16日におこなうように命じ、当日の役職として、惣奉行の戸倉外記が（毛利高慶の）名代、普請上奉行の佐久間儀右衛門が手伝い、大工棟梁の長左衛門が鎌、足軽1人が鋤、足軽1人が鍬をそれぞれ担当することが決められた。地鎮祭がこの日に決まった経緯は、9月16日が大吉祥日にあたるということと、この城を築城した藩祖毛利高政の月命日にあたることがその理由であった。この日付を上申したのは、江戸の薙兵庫という人物であり（陰陽師であろうか？）、地鎮祭に先立って二夜三日の祈禱をおこなうように毛利高慶より命じられ、その祈禱の品々を納めた物（8月18日に結願した「守札」など）が9月8日に佐伯に送られてきた。また、地鎮祭の当日に使用する鎌、鋤、鍬という三品の道具は、以前築城時に毛利高政が使用したものを今回使用し、地鎮祭が終わった際には元通りに保管しておくように毛利高慶が命じている。このことは、築城時（前述のように、慶長7年着工説と同9年着工説がある<sup>(11)</sup>）から見て、100年以上、地鎮祭の道具（鎌、鋤、鍬）を大名家（毛利家）で保管していたことになり興味深い。

9月16日には、山上の本丸において地鎮祭がおこなわれ、その作法は前述の薙兵庫より申し送ってきた通りに首尾よく済まされた。この地鎮祭には、毛利高慶自身も麻の袴を着用し、家臣を召し連れて城山にのぼっている（表2参照）。なお、斧始めの儀式や鉦始めの儀式よりも1ヶ月以上遅れて地鎮祭がおこなわれた背景は不詳である（ちなみに、後述のように、享保9年〔1724〕の作事・普請では地鎮祭のあとに鉦始めがおこなわれている）。

11月9日、毛利高慶は書付を出して（惣奉行の戸倉外記に宛てたものか？）、年内の今後の作事・普請の予定と年明けの作事・普請の予定について指示している。具体的には、城の惣塀の腰板と白土（白壁）のすべての部分、櫓台石垣、口々の戸については年内に作業を終了させること、そして、年明けには廊下橋と北の出丸の喰違いの塀に取り掛かるように指示している。<sup>(12)</sup> この指示の中で、塀の瓦について言及されていない点は注意すべきであり、このことは、塀の瓦葺きについては年内の予定には入っていないことを示している。その証左として、後述のように、毛利高慶は城の惣塀

の瓦について、翌年(宝永7年)3月に参勤交代のために乗船した以後に取り掛からせるように指示している。なお、廊下橋と北の出丸の喰違いの塀を年明け以後の予定にした理由は、複雑な工程の作事であるため年内の予定には入れなかったものと推測される。

11月20日には塀の作事が完成し、掃除等まですべて終了して、大工・人夫等も返された。そして、番人として小頭1人と足軽4人が昼夜見回り、念を入れるように毛利高慶が指示している。

このように塀の作事が完成したので、同月22日、毛利高慶は城山にのぼり、城中の塀がすべて完成した状況を見分した。この時、毛利高慶は、本丸の天守台に着座し、惣奉行の戸倉外記、惣奉行代理の益田金兵衛と益田六郎右衛門、諸色受込役の関十左衛門と西名兵右衛門、同加役の斎藤勘左衛門、普請上奉行の佐久間儀右衛門、同添役兼普請中惣目付の国矢藤右衛門などに、祝儀として熨斗を遣わした。こうした作事完成の祝儀の儀式を本丸の天守台でおこなっている点は注目される。つまり、天守は存在していなくても、天守台は城の中心であり(天守台は城内の最高所にある)、今回の祝儀の儀式の場として天守台を使用していることは、前述の斧始めの儀式で天守台を使用したこととあわせて、天守台の存在意義を考えるうえで重要である。

11月23日、「最初之城普請」として惣塀がすべて格好良く完成したことの祝儀として、また、慰労としての意味で、毛利高慶から惣奉行の戸倉外記に対して白銀5枚、肴一折が下賜された(その他の普請関係役人にも同様に銀などが下賜された)。この場合、「最初之城普請」としているのは、翌年の宝永7年以降も続く予定の作事・普請の全体計画において、同6年の作事・普請が最初の第一段階に該当するという意味で使われているものと考えられる。<sup>(13)</sup>

このように宝永6年分の作事・普請が完成したことにより、同日(11月23日)には、毛利高慶は惣奉行の戸倉外記をはじめとしてすべての普請関係役人に対して来月(12月)14日までの休息を申し付け、翌15日より出勤するように命じた。この場合、11月23日から普請関係役人の休息期間に入ったとすると、翌12月14日までの22日間が休息期間ということになり、こうした約20日間の休息期間の設定は作事・普請における労務管理を考えるうえで参考になる。

12月15日、毛利高慶は翌年(宝永7年)の作事の計画について、①廊下橋と喰違いの塀は、翌年正月11日より取り掛かり同年2月中旬までにすべて完成させるようにすること、②惣塀の瓦を置くことは、翌年3月に毛利高慶が参勤交代のために乗船したあとに取り掛かること、③冠木門は西の出丸1ヶ所、本丸外曲輪2ヶ所の計3ヶ所を申し付けること、というように指示した。そして、上記②の瓦を置くことと、上記③の冠木門の作事については、翌年4月中旬までにすべて完成させて、その後、15日間の休息を作事の関係者すべてに申し付けることを指示するとともに、翌年幕府から派遣される予定の巡見使が佐伯城下に来る時期と作事の時期が合わないように、(それ以前に)早く作事を終了させるように指示している。さらに、すべて完成した際には、すぐに江戸(完成の時期には、参勤交代のため毛利高慶は江戸にいることになるため)へ報告するように指示している。

また、塀の完成が前述のように宝永6年11月20日であり、上記②の指示内容のように塀の瓦を置

く予定の時期が翌7年3月以降である点を考慮すると、塀の完成から瓦を置くまで3ヶ月以上時間を置いている点に注意される。その理由としては、瓦の手配・調達にそれだけの時間がかかったであろうことや、瓦を置く時期として冬期を避け翌春まで待ったため、などの点が推測できるが、こうした点については他の城の事例をも比較参照して検討していく必要がある。

そのほか、上述のように、上記②及び③の作業完成後に15日間の休息期間を設定している点は、作事・普請における労務管理上、注意される点である。

宝永7年の幕府の巡見使派遣と同年の佐伯城作事との関係については、上述のように、毛利高慶は巡見使派遣の時期以前に作事を終了させるように指示していることから、巡見使が佐伯城の作事の光景を見れないように意図していることになり、幕府に対する警戒感のあらわれと見なされる。このことは、今回の作事は幕府の許可を得た作事であるものの、巡見使が実際に作事の光景を見た場合に、巡見使からいろいろと訊問されることを想定して、そうした事態を回避するために取られた措置というように推測できる。

以上のように宝永6年の作事・普請は推移したが、この年の作事・普請において指示や命令を出した藩主の毛利高慶については、参勤交代との関連を見ると、同年（宝永6年）6月3日（江戸発）－同年6月26日（佐伯着）－翌年（宝永7年）3月2日（佐伯発）－同年4月6日（江戸着）という行動日程になっている。つまり、宝永6年の作事・普請の場合、毛利高慶が国元（佐伯）に帰る直前に幕府へ申請して、老中奉書で幕府の許可が出ると（江戸で佐伯藩家臣に対して老中奉書が渡されたのは毛利高慶が国元に到着する前日にあたる）、すぐに作事・普請に取り掛かり、毛利高慶が翌年（宝永7年）3月に参勤交代で江戸へ向けて佐伯を出立するまでの間、作事・普請の指揮をとっていることがわかる。よって、このようなタイムスケジュールはあらかじめ、申請→許可→作事・普請の開始→作事・普請の終了というプロセスを考慮して毛利高慶自身が計画的に立案したものと推測される。

#### 【宝永7年】

正月29日、毛利高慶は大工棟梁の長左衛門に対して、長左衛門は「細工功者」であり、作事・普請も段々と進んできているので、（今後の予定として）櫓などの「致形」（作り方という意味か？）を習わせるために、本年（宝永7年）の参勤交代の時に江戸へ連れて行き、翌年（宝永8年）の国元への下向の際に帰るように命じた。

このことは、この時点（宝永7年正月29日）では、櫓の建造に着手していなかったことを示している。そして、大工棟梁の長左衛門はこれまで城の櫓を作ることに未経験であったものと思われ、そのため、江戸において、櫓などの作り方を習得することになったのであろう。なお、大工棟梁の長左衛門が江戸から佐伯に帰った時期については、後述のように、実際には同年11月であった。

3月9日、佐伯藩の江戸藩邸詰の家臣遠城寺源兵衛が、①佐伯城の「惣塀掛之石垣」において崩れた箇所が2ヶ所できたことについて、（その修復が）完成した旨はすでに去年（宝永6年）の冬に（幕府へ）申し上げたこと、②二の丸より本丸へ続く廊下橋と冠木門を建てることについて、今

年(宝永7年)の春に申し付け本年中に完成する予定であること、の2点について、覚書を幕府に提出して届け出ている。このように、石垣修復が完成したことについて幕府へ届け出たこと、また、新規作事の開始時期と完成予定時期についても幕府に通知して届け出たことは、武家諸法度下における大名居城の作事・普請の実態を知るうえで重要な事例である。

4月14日には、城の瓦葺きが3月21日までに終了したことが、江戸に在府中の毛利高慶のもとに国元(佐伯)より報告された。具体的には、①本丸と(本丸)外曲輪の分の塀、及び、廊下塀・鐘楼(この鐘楼は本丸に位置したと考えられる<sup>(14)</sup>)の分の瓦葺きが終了したこと、②廊下橋の瓦と北の(出丸の)喰違い(の塀)の瓦は、屋根が入り組んだところなので、屋根の下地が完成したうえで瓦の寸法を決め、佐伯で瓦師に申し付けること、③北の(出丸の)喰違い(の塀)の屋根について、その谷あいの部分の瓦は銅瓦がよいので、大坂(大坂藩邸のことか?或いは、大坂の瓦師のことか?)へ申し遣わしたこと、などの点が報告内容であった。つまり、この報告内容により、宝永7年3月21日の時点で瓦葺きが終了したのは、本丸と本丸外曲輪の塀、及び鐘楼であったことがわかるので、これまで「高慶公御手日記写(佐伯)」に出てきた「惣塀」とは、本丸と本丸外曲輪の塀を指すものであることが明かになる。よって、山上の曲輪群の作事は、まず本丸と本丸外曲輪から取り掛かったことがわかる。また、廊下橋と北の出丸の喰違いの塀については、当初の予定通り、順調に完成に向かって作業が進められていることもわかる。

8月12日には、これ以前に毛利高慶から作成が指示されていた、佐伯城下の侍屋敷や町屋などを描いた絵図が完成し、この絵図に「御城郭之木形」を添えて、入念に(江戸の)下屋敷に運ぶように毛利高慶が指示した。<sup>(15)</sup>そして、翌日には、この絵図と「木形」が(江戸の)下屋敷へ運ばれた。このように、この時期に佐伯城の木形を作成したことは注目されるが、その作成目的としては、前年より開始された佐伯城の作事・普請と関連するものと思われる。つまり、毛利高慶自身が今後の作事・普請の計画に具体的に役立てるために、立体的に佐伯城の形状を把握しようとした、或いは、幕府への申請に関連して佐伯城の木形を提出する必要がある、などの可能性が想定できる。特に後者の想定の場合、他城の事例として、寛永19年(1642)に丸亀城を再築した山崎家治が幕府への申請の際に幕府に対して木図を提出した事例があり<sup>(16)</sup>、今回の佐伯城の作事・普請も大規模な修築であったことから、丸亀城の事例と同様に幕府への申請に関係して木形を提出した可能性も考えられる。

8月19日、毛利高慶は佐伯城の廊下橋(本丸と二の丸を繋げる橋)1ヶ所と冠木門4ヶ所がすべて完成したことについて、国元(佐伯)より報告があった旨を老中秋元喬知へ届け出た。この場合、冠木門4ヶ所としている点は、前述の宝永6年12月15日の毛利高慶の指示において、冠木門3ヶ所(西の出丸1ヶ所、本丸外曲輪2ヶ所)となっていた点に比較して、1ヶ所増えていることがわかる。『佐伯市史』所収の佐伯城図によると、冠木門は本丸外曲輪に2ヶ所、西の出丸に1ヶ所、北の出丸に1ヶ所、の合計4ヶ所があるので<sup>(17)</sup>、当初の計画に北の出丸の冠木門1ヶ所が追加されたことがわかる。また、廊下橋1ヶ所と冠木門4ヶ所が完成した正確な月日については史料的に明

示されていないが、佐伯－江戸間の音信所要日数を21日間と仮定すると<sup>(18)</sup>、老中秋元喬知へ完成届を出した8月19日の時点から逆算して、宝永7年7月下旬には廊下橋1ヶ所と冠木門4ヶ所が完成したと推定できる。

11月9日には、国元の佐伯より江戸へ連れてきた大工棟梁の長左衛門について、「城方（「普」脱カ）請建前伝授」が済んだので、国元へ帰すことになった。前述のように、長左衛門は櫓などの作り方を習得するため毛利高慶の命により、参勤交代の際に江戸へ連れてこられたもので、毛利高慶が参勤交代により江戸に到着したのは宝永7年4月6日であるので、長左衛門は約7ヶ月間江戸にいたことになる。この7ヶ月間に「城方（「普」脱カ）請建前伝授」を受けたことになり、だれから「伝授」を受けたのか、という点は史料的に未詳であるが、櫓作事などの専門的な建築技術の指導を江戸で受けたということになると、幕府大工頭の木原家・鈴木家や幕府作事方大棟梁の甲良家・平内家などから技術指導を受けた可能性も想定できよう。

## 2. 正徳元年～享保9年までの推移

前述のように、宝永6年の作事・普請（山上の本丸などの堀の作事〔ただし、瓦葺きは翌年（同7年）におこなわれた〕、櫓台石垣の修復、など）、同7年の作事（廊下橋と北の出丸の喰違いの堀の作事、西の出丸と本丸外曲輪などにおける冠木門の作事、堀の瓦を置く作業）では、本丸の堀などを中心とした作事がメインであり、櫓の作事はまだ未着手であった。その後、享保7年（1722）における山上の部分の石垣修復を除くと、同11年、同13年の山上部分での櫓の作事開始（後述）まで、15年間の時間的ブランクがある。

よって、本節では、それまでの間（正徳元年〔1711〕～享保9年〔1724〕）における作事・普請関係の推移を述べることにする。

### 【正徳元年】

6月3日には、宝永6年、同7年の作事・普請において惣奉行を務めた戸倉外記が死去した。また、前年（宝永7年）、江戸において櫓などの作り方を習得して国元に帰った大工棟梁の長左衛門には、7月16日、毛利高慶から5人扶持と3石が遣わされ、「作事方万取始末」（作事方を任せる、という意味か？）が命じられた。このことは、今後、櫓の作事を開始することになった場合への布石と見ることもできるだろう。

### 【正徳2年】

正月28日、毛利高慶が以前その作成を命じていた、本丸・二の丸・西の出丸・北の出丸・家居・櫓7ヶ所・土蔵1ヶ所・馬屋1ヶ所についての絵図と「入目之大様」（作事・普請経費の概算、という意味か？）がすべて完成し、この日に提出されたので毛利高慶は一覧している。このことは、櫓7ヶ所を含めたこれらのものがこの時点ですべて完成した、という意味ではなく、今後の櫓の作事などの予定も含めた全体の計画案とそれにかかる費用の概算がこの時に提出された、と理解すべ

きであろう。その証左として、山上の曲輪群の櫓の作事に実際に取り掛かるのは、後述のように享保11年であるので、正徳2年の時点から見て14年後のことになる。

【正徳3年】

2月25日、江戸に在府中の毛利高慶のもとへ、国元（佐伯）より三の丸（三の丸は城山の麓に位置する）の石垣が張り出して崩れかかっている部分が20間あるため、その築き直しのことについて報告があった。そのため、毛利高慶は家老の益田六郎右衛門へ命じて、絵図を作成して老中秋元喬知（この月の月番老中と思われる）のところへ持参して何うように指図している。この場合、申請の際に老中へ提出する修補絵図を国元ではなく、江戸で作成しているという点は注意される。また、修復申請箇所が、山上の曲輪群の石垣ではなく、山下に位置する三の丸の石垣であることから、今回（正徳3年）は単なる石垣修復であって、宝永6年から開始された山上の曲輪群の一連の作事・普請とは関連がない点についても留意すべきである。

2月29日には、三の丸の石垣修復に関する絵図と願書を老中秋元喬知へ提出し、3月15日に、下記のような老中奉書が発給されて許可されたが、申請の際に提出した絵図は幕府側に留められて返却されなかった。

以上

豊後国佐伯城三ノ丸（「東」脱カ）南之間、石垣老ケ所孕候二付而築直之事、絵図朱引之通得其意候、如元可有修補候、恐々謹言

正徳三巳

二月廿九日

秋元但馬守

阿部豊後守

井上河内守

大久保加賀守

毛利周防守殿<sup>(19)</sup>

この老中奉書による許可を受けて、同年（正徳3年）閏5月27日、毛利高慶（同年5月25日に佐伯に帰国し、この時点では在国中）は、三の丸の石垣修復に関して、その奉行として坂本瀬兵衛を命じ、そのほか下役等も命じた。この時の奉行を務めた坂本瀬兵衛は先の宝永6年の作事・普請の時には、高瀬藤兵衛にかわって所奉行を務めているので、そうした経験が考慮されたものと思われる。

6月2日には石垣修復の普請が開始され、8月11日、毛利高慶は石垣修復の完成にともない、下記のような完成届を幕府へ提出するように江戸の藩邸に指図している。



覚

居城三ノ丸東南之間、孕石垣老ケ所、当春奉願候通築直し申付、不残出来仕候、依之右之段申上候、以上

月日

毛利周防守<sup>(20)</sup>

この完成届には具体的な月日が記されていないが、当時、毛利高慶は在国中であったため、江戸の藩邸から幕府に提出する日付がこの時点ではわからないので、具体的な月日を記さなかった、或いは、この完成届が案文（または写し）であるため、実際には完成届の原本には具体的な月日が記されていたのに対して、案文（または写し）では具体的な月日を書くことを省略した、などの可能性が推測できる。この完成届の記載内容については、①城名は記さず「居城」とのみ記している、②曲輪名のほか修補箇所が何箇所であるのかという点が記されている、③年号は記さず、月日のみを記している、などの点がわかる。このように、修復が完成したあと大名から幕府へ提出した完成届の具体的な文言がわかる事例は、管見の限り多くは見られないので、その意味では、この佐伯城の完成届は重要な事例である。<sup>(21)</sup>

三の丸の石垣修復は、8月16日までは掃除等まで含めて完全に終了したので、工期としては約2ヶ月半ということになる。そして、坂本瀬兵衛には10日、そのほかの普請関係者には5日の休息を申し付けた。このように、普請終了の際には掃除をおこなうことや、普請関係者は普請終了後、休息期間を与えられる点には注意しておきたい。

#### 【享保6年】

10月4日、城石垣修復のことで今回幕府へ申請するため、江戸において（修補絵図を）事前に老中戸田忠真に「内見」に入れたところ、「冠（「木」脱カ）門」を大手と書き付け、「裏門」を搦手と書き付けて提出するように、という指図があった旨の報告が国元の毛利高慶のもとへ伝えられた。この場合、前述のように佐伯-江戸間の所要日数を21日間というように仮定すると<sup>(22)</sup>、この報告を記した書状は、同年9月12日に江戸の藩邸から出されたと推定できる。そして、同年8月の月番老中が戸田忠真であったことを勘案すると、修補絵図を老中戸田忠真に「内見」に入れたのは同年8月であったと考えられる。この時、老中戸田忠真に「内見」に入れたのは修補絵図の下絵図であったと思われるが、修補絵図に大手と搦手を明記するように老中が指図している点は注目される。つまり、このことは修補絵図の一般原則として、大手と搦手の位置を絵図に記載させる幕府側の意向があったことを示している。なお、この時に老中戸田忠真から大手と書き付けるように指図された佐伯城の「冠（「木」脱カ）門」とは、現存する三の丸の櫓門ではなく、その前にある内馬場の先に位置した門であり、後述のように享保9年にそれまでの大手冠木門を撤去して、新たに大手櫓門が建てられた。

10月10日には、前月の9月11日に城石垣修復の願書を月番老中井上正岑へ提出し、同月18日に老中奉書が出されて許可されたこと、及び、（老中奉書発給後の）請書提出については、（藩主が在

国中であるため) 飛札によって幕府へ提出するように指図されたことが江戸藩邸より国元の毛利高慶のもとへ伝えられた。なお、後述のように、この城石垣修復がおこなわれるのは翌年の享保7年のことである。

#### 【享保7年】

4月13日、毛利高慶は幕府の右筆吟味役である飯高七兵衛に使者を遣わして、干鯛一折と金300疋を贈っている。これは、昨年(享保6年)の城修復に関する申請の際に何かと用を頼んだので、今後も(申請に関して)頼むことになる関係上、こうした挨拶をおこなったのであった。<sup>(23)</sup> この場合の前年における城修復の申請とは、前述のように、享保6年8月～9月にかけての申請→許可という経緯に直接関係することはあきらかであり、この申請経過において幕府右筆が関与したことを示している。そして、今後もこうした城修復の申請に幕府右筆が関与していくことを示唆している。つまり、このケースは、享保期前半に城修復に関する大名からの申請に、幕府右筆が関与し始めたことを示す重要な事例であると見なされる。

6月28日、江戸に在府中の毛利高慶のところへ、国元より「山城石垣」(本丸石垣のことか?)の修復普請について、①以前指示した通り、在方での田植えも段々と終わってきたので、同月11日よりこの修復普請を申し付けること、②この石垣修復の奉行として間作平と谷川源左衛門を命じたこと、③下奉行については吟味のうえで申し付けること、④同月6日、前述の2人の奉行と宗門奉行が登城して、「土石直し事始」がおこなわれ、この時、本丸にて神主の播磨某が祈禱をおこない首尾よく済んだこと〔表2参照〕(同月7日より土用に入る)<sup>(24)</sup>、同月6日に祈禱を神主の播磨某に申し付けたこと、などが報告された。<sup>(25)</sup> これらの点からは、石垣修復には農村から人夫を徴発する関係上、田植えの時期を避けたことがわかるほか、石垣修復であるため、その開始の儀式を「斧初め」や「鉦初め」とは表記せず、「土石直し事始」と表記していることなどは注意される点である。なお、石垣修復の奉行に命じられた間作平は先の宝永6年の作事・普請の時には所奉行を務めているので、その経験が考慮されたものと思われる。その後、8月4日には石垣修復が完成した。

このように享保7年の普請は、「山城石垣」の修復であり、山上の曲輪群の石垣修復であることは明かである。ただし、史料的には具体的にどの曲輪の石垣修復であったか明記されていないが、前述のように、「土石直し事始」において、神主の播磨某が祈禱をおこなった場所が本丸であったことから、本丸の石垣修復であった可能性が高い。その点では、享保7年の石垣修復は、宝永6年から開始された山上の曲輪群の一連の作事・普請と連動した普請であったと見なされる。

#### 【享保9年】

4月21日、在国中の毛利高慶は、佐伯城大手門(冠木門)が破損したため、それを建て直して(櫓門にするため)石垣を築くことを幕府に申請することとし、その旨を江戸の藩邸へ申し送った。つまり、この大手冠木門は46年前の延宝6年(1678)に建てられ、その後、段々と修復をしたが大破になり、そのうえ、冠木門では水はけが悪く度々破損したので、櫓門にしてその下に石垣も築く(これまでは冠木門で石垣もなかったため)ことについて、今回、絵図と願書を幕府へ提出して

申請するように江戸の藩邸へ指図した。<sup>(26)</sup>

閏4月15日には、江戸より国元の毛利高慶のもとへ、4月24日に月番老中松平乗邑に対して前述の大手門に関する申請がおこなわれたこと、同月29日には老中奉書が出されて許可されたことが報告され、同時にその老中奉書の写しと今回申請に際して幕府へ提出した修補絵図の写しが送られてきた。このように、老中奉書の原本を江戸の藩邸に置き、その写しを国元に送ったことは、老中奉書の保管体制（文書の保存・管理としてのアーカイブズ）を知るうえで注意される点である。また、修補絵図の写しも国元に送ったことは、修補絵図の原本は申請の際に幕府に提出して、その後、大名側には返却されないで、その絵図の写しが幕府への提出以前にあらかじめ作成されていたことがわかり興味深い。なお、老中奉書の写しと修補絵図の写しを1セットで国元へ送っていることは、国元で実際に櫓門をつくるにあたって、幕府の許可内容通りに作業を進めるうえで、参考資料として必要であったからであろう。

閏4月17日、毛利高慶は大手櫓門と内櫓門というように今後呼称するよう家老の益田金兵衛に指示しているが、これはこれまでの大手冠木門が櫓門になることにより、三の丸に位置する櫓門と区別するため、前者を大手櫓門とし、後者を内櫓門というように区別して呼称することにしたものと思われる。

作事・普請の職制については、閏4月15日に小林九左衛門が大手門普請惣奉行に命じられたほか、同月17日には、大手門普請奉行2人、勘定其外諸事請払役1人、普請中目付2人（この2人は隔日で1人ずつ詰める）、下役小頭2人及び足軽3人、大工棟梁1人、石垣築1人などが任命された。

作事・普請の工程の予定としては、現在の大手冠木門を取り崩す作業に同月17日より取り掛かり、櫓門を建てる場所の地鎮祭を神主の播磨某が同月21日に執り行い、翌日の22日より普請始めを申し付けることが毛利高慶より指図された。実際の工程もそのようにおこなわれ、21日の地鎮祭は、この日が吉辰であることから執行し、22日の普請始めには毛利高慶自身が見分している。

5月2日に大手門作事の新初め、7月9日には大手門の柱立てがあり、同月18日の朝には大手櫓門の上棟がおこなわれた。そして、9月28日には大手櫓門の作事が完成した。

このように、享保9年の作事・普請の内容は、大破していた大手冠木門を撤去して、新たに大手櫓門を建てるというものであったが、その位置は三の丸の櫓門の前にある内馬場の先に位置した門であった。つまり、三の丸が城山の麓に位置していることを考慮すると、大手櫓門はさらにその先に位置することになり、その意味では、享保9年の作事・普請は、宝永6年から開始された山上の曲輪群の一連の作事・普請とは直接関係ないが、佐伯城を整備して面目を一新するというマクロ的な意味では軌を一にするものと言えよう。

享保9年の作事・普請では、毛利高慶の在国中に幕府へ申請して、幕府からの許可後は大手櫓門の作事・普請の工程の大部分を毛利高慶の在国期間中に終えていることがわかり<sup>(27)</sup>、その意味では宝永6年～同7年の作事・普請と同様の傾向が看取できる。

### 3. 享保11年、同13年の作事

享保11年と同13年の両年には櫓などの本格的作事がおこなわれ、宝永6年に開始された山上の曲輪群の作事・普請は享保13年の櫓の作事完成によりに終了した。その享保11年と同13年の作事のプロセスと前後の経緯について、以下に述べることとする。

#### 【享保10年】

享保10年の冬には、これ以後の作事・普請に関しては幕府へ届け出る必要がないことを江戸留守居の古川仁左衛門が国元の毛利高慶に報告している。<sup>(28)</sup> このことは、古川仁左衛門が佐伯藩の江戸留守居という役職にあることを勘案すると、月番老中に問い合わせて、享保11年以降の作事・普請については幕府の許可をとる必要がないとの回答を得たことを示唆している。つまり、宝永6年以降の作事・普請について、前述のようにこれまで宝永6年、正徳3年、享保6年、同9年というように4回老中奉書による許可をとっているが、享保10年以降は宝永6年に開始された一連の作事・普請に関しては終了までは、その都度幕府の許可をとる必要がないことを江戸留守居が月番老中と折衝して確認したものと推定される。実際にその後の経過において、享保11年と同13年の作事の際には、佐伯藩から公式に申請して幕府の許可をとった形跡はない。

#### 【享保11年】

在国中の毛利高慶は正月6日付で、江戸留守居の古川仁左衛門に対し書付を遣わして、①今年(享保11年)作事を申し付ける櫓は、本丸外曲輪の櫓1ヶ所、二の丸の櫓1ヶ所、北の出丸の櫓1ヶ所の計3ヶ所だけであるため、享保13年、同14年の両年に残りの大部分の作事を申し付ける予定である、②二の丸の居宅と北の出丸の馬屋については幕府への届け出は必要ないと思われ、3ヶ所の櫓についても旧冬(享保10年の冬に該当する)の趣旨(具体的には前述の享保10年の項を参照)によれば、幕府への届け出は必要ないと思われる、③こうした内容についてすべて心得て、老中松平乗邑の用人に話をし、そのことを国元の毛利高慶へ報告すること、④そして、家老の岩本平左衛門へもこのことについて知らせておくこと、などの指図をおこなった。<sup>(29)</sup> この指図内容からは、今後の作事の計画として、享保11年と同13年、同14年の作事というように分けて計画されていたこと、居宅や馬屋は本来幕府への申請対象からは除外して考えられていたこと、上記①～②の点について公式に幕府への申請はしないが、非公式に老中の用人には話を通しておいたこと、などがわかる。なお、後述のように、結果的には、櫓の作事は享保13年中に完成したので、同14年には作事はおこなわれていない。

正月17日には、家臣の小林九左衛門が毛利高慶に対して、櫓の作事に同月22日より取り掛かるため、「御家中出夫」について「御定」の通り、高100石につき12人4歩の割合で賦課し、その結果、正月22日から同月晦日までの「出夫」の合計は207人になったことを報告した。

正月22日、城山の山上にて櫓の作事の鉦始めがおこなわれ、惣奉行1人、普請奉行3人が同席し、大工棟梁の吉田宅平が鉦始めの規式を首尾よく済ませた(表2参照)。この鉦始めの儀式がお

こなわれた正月22日が櫓の作事の開始日と見なされる。

3月9日、毛利高慶は江戸留守居の古川仁左衛門に対して、城絵図1枚（朱引をしたもの<sup>(30)</sup>）と書付を遣わして、①本丸外曲輪、二の丸、北の出丸の各櫓については先日申し遣わした通り（前述の正月6日付の書付の内容を指すと思われる）に心得ること、②二の丸の土蔵と西の出丸の馬屋は今回の作事のついでに申し付ける予定である、③北の出丸の馬屋は、北の出丸の櫓を建てた際に申し付ける予定である、④二の丸の居宅は上記の作事がすべて完成したうえで、状況を見て申し付ける予定である、などの作事の計画について伝えている。さらに同日付の同人宛のもう1通の書付では、惣側の塀333間余すべてについて、先年（宝永6年のことを指すと思われる）には（塀の）腰板を黒く塗るように申し付けたが、山上であるので風雨が強く当るため、腰板の痛みが早く、今後度々（腰板を）修復するようでは出費がかさみ不都合なので、この腰板を取ってすべて白土（白壁）だけにするように申し付けことに関して老中戸田忠真の在任中に話を通しておくように指示し、その報告を毛利高慶までするように伝えた。

この毛利高慶の指示によれば、櫓を建てるのが先決で、それに付随する形で馬屋や土蔵も建て、なおかつ余裕があれば居宅も建てる方針であったことがわかる。さらに、既に完成している惣側の塀について腰板をすべて撤去する件に関して老中戸田忠真に非公式に話しておいたことは、現時点での作事の状況を内々に老中に伝えるという意味があったと思われる。

前述のように正月22日から開始された本丸外曲輪、二の丸、北の出丸の櫓3ヶ所の作事は、4月下旬には完成したようである。<sup>(31)</sup>

7月11日には櫓完成の祝儀がおこなわれているので、7月上旬には残りの作事も完成したと見なされる。そして、作事終了後、毛利高慶は惣奉行の小林九左衛門に15日間の休息を命じている。毛利高慶が参勤交代のために佐伯を出立するのは、作事完成の約半月後にあたる同年7月27日であり、同年の春より町方・在方・浦方から人夫を多く徴発したので、翌年（享保12年）の帰国までは人夫の徴発をしないように命じた。

#### 【享保12年】

11月28日、毛利高慶は、翌年（享保13年）の正月12日からの作事開始を命じ、本丸外曲輪の櫓1ヶ所、二の丸の櫓1ヶ所、北の出丸の櫓1ヶ所、二の丸の居宅、北の出丸の馬屋、塀の腰板の撤去、などを指図し、普請奉行3人も命じている。このうち、二の丸の居宅と北の出丸の馬屋は、享保11年の作事の計画に入っていたものの、同年に着手できなかったため同13年に作事をおこなうことになったのであろう。

12月26日には、翌年（享保13年）に予定される作事について各組の編成などが決められた。

#### 【享保13年】

正月12日、二の丸、本丸<sup>(マ)</sup>腰曲輪（本丸外曲輪のことを指すと思われる）、北北丸<sup>(ママ)</sup>（北の出丸の誤記か？）の二重櫓各1ヶ所、二の丸の居宅の作事に着手することになり、この日、鉦始めがおこなわれた。

4月15日には二重櫓3ヶ所が完成した。そして、6月下旬には享保11年より開始した櫓など一連の作事が完了し、本丸天守台脇二重櫓、同所外曲輪二重櫓、二の丸二重櫓、同所渡櫓、同所平櫓、同所居宅、西の出丸二重櫓、北の出丸二重櫓、西の出丸馬屋、北の出丸馬屋などすべてが完成した。

7月20日、毛利高慶は山上(城山)の番人4人を命じ、今後の修復のために足軽18人を新規に召し抱え、これまでの棟梁2人に大工18人を加えて城代付にすることなどを指図しているが、こうした点は作事・普請完成後の佐伯城の管理体制を知るうえで興味深い。

## おわりに

以上のように、宝永6年～享保13年までの佐伯城の作事・普請(山上の曲輪群)は毎年おこなわれていたわけではなく、宝永6年～同7年の塀や冠木門の作事を中心とした第一段階と、享保11年、同13年の櫓の作事を中心とした第二段階というように大きく2つの段階にわけておこなわれた。この2つの段階は15年の間隔があるが、その理由として、前述のように、当初、御抱えの大工棟梁が櫓の作事について技術的に未経験であったことや、連年に渡って作事を続行することは大名側の経済的負担が大きく、徴発する家臣や領民への賦課という点からもその負担が大き過ぎたことがあったと思われる。

この時におこなわれた作事と普請は、大規模な新規作事(二重櫓5ヶ所の新規作事を含む)及び、石垣の修復であり、これは単なる修復ではなく、多くの新規作事を含む大修築と言った方が妥当な内容であった。

『温故知新録』に収載された「高慶公御手日記写(江戸)」、「高慶公御手日記写(佐伯)」からはこのような作事・普請の経過に関する点以外に、下記のような点についても知見を得ることができる。

### (1) 武家諸法度下の対幕府関係について

今回の佐伯城の大修築(作事・普請)では、宝永6年(本丸・二の丸などの普請許可)、正徳3年(三の丸の石垣修復許可)、享保7年(石垣〔本丸か?〕修復の許可)、同9年(大手櫓門の作事・普請許可)というように、その都度、老中奉書による幕府の許可をとっており、同10年には、今回の作事・普請に関して同年以後の幕府への届け出は不必要である旨を幕府側から確認している。このような作事・普請開始前の許可とともに、普請(石垣修復)終了後の完成届も提出していることから(宝永7年、正徳3年)、幕府がこうした工程を把握している点に武家諸法度発布下における大名居城の作事・普請の時代的特徴があらわれている。

特に対幕府交渉という点では、享保7年の事例(申請及び許可は前年におこなわれた)において申請の際の幕府側の交渉窓口として表右筆が登場してくる点が注目される。この幕府表右筆と申請経緯との関係は、宝永6年や正徳3年の事例には見えないことから、享保期に入って幕府表右筆が大名からの申請に関与してくることがわかる。その証左として、後年の享保17年の修復申請の際に

も、願書の草案を幕府表右筆組頭のところへ持参していることから<sup>(32)</sup>、享保期以降、幕府表右筆が継続的に申請に関与していったことがわかる。<sup>(33)</sup>

## （2）作事・普請の実態について

作事・普請関連の事項としては、作事・普請の具体的プロセスや、作事・普請関連の儀式、作事・普請の際の藩内の職制や労働力編成、等が明確になる。

具体的には、作事・普請のプロセスにおいては、宝永6年の作事・普請のケースでは、作事・普請の初期段階での祝儀と、完成段階での祝儀と褒賞など、祝儀関連項目の多さが目立ち、作事・普請期間中の休日設定及び作事・普請終了後の休息期間の設定など労務管理と関連する項目も注意される（表1参照）。

新始めなどの儀式関連については、時刻としては早朝（卯刻〔午前6時頃〕、辰刻〔午前8時頃〕）におこなわれること、地鎮祭<sup>(34)</sup>は神主が執り行う神事であるのに対して、新始め（ちょうなはじめ）は大工棟梁が執り行う大工の仕事始め（つまり、作事開始）の儀式であること、斧始め（おのはじめ）は杣が山の木を切ることに関連し、山の神に対する儀式であること、などの点がわかり興味深い。また、土用の期間には土石直し事始めの儀式（神事）を避けることも、他城の事例において同様のケースがあるのかどうか検討してみたい点である（表2参照）。

作事・普請の際の職制については、宝永6年の作事・普請のケースでは、家老が務める惣奉行を初めとして諸役が藩主の指揮のもとに設置されたことがわかる（表3参照）。宝永6年と享保9年の作事・普請の両ケースを比較すると、経費関係や目付役の担当者のほか、大工棟梁については共通している（表3参照）。労働力編成（どのような身分の者を作事・普請に徴発したか）については<sup>(35)</sup>、宝永6年の作事・普請のケースを見ると、士分では徒士・小頭など、士分以下では足軽が動員され、人夫は在方（村方）・浦方から徴発したことがわかる（表3参照）。享保11年の作事のケースでは士分として中小姓・徒士・小頭が動員され、士分以下では足軽が動員されたほか<sup>(36)</sup>、人夫としては、町方・在方・浦方より徴発されている。<sup>(37)</sup>

## （3）藩主毛利高慶の所在場所と作事・普請との関係について

藩主毛利高慶の所在場所（在府中の江戸、或いは、在国中の佐伯）と作事・普請期間との関係を見ると、宝永6年7月～同年11月、正徳3年6月～同年8月、享保11年正月～同年7月、享保13年正月～同年6月の作事・普請の期間はいずれも在国時期と重なっているほか、享保9年閏4月～同年10月の作事・普請の期間のうち同年7月までは在国している。また、宝永6年5月、正徳3年2月の各申請時期や同年3月の老中奉書発給時期には江戸に在府中であった。こうした点を考慮すると、藩主毛利高慶の在府中に申請をおこない、在国中には作事・普請をおこなう、という傾向が看取され、その結果、作事・普請期間中には毛利高慶自身が国元に所在して作事・普請を指揮・監督し、作事・普請の現場を実際に見分することが可能になった。

毛利高慶が作事・普請の実施をその指揮下に置こうとしたことは、享保11年7月、参勤交代による在府中には国元で在方や浦方から人夫を徴発しないように厳命していることによってもあきらか

である。そのほか、毛利高慶の在国期間は宝永6年～享保7年までは約9ヶ月～約10ヶ月であったが、享保8年以降は享保の改革での上米の制（参勤交代の一時的緩和により在府半年、在国1年半にされた）により、在国期間が約1年3ヶ月になっており、こうした長い在国期間中に、今回の作事・普請では工期として最も長い享保11年と同13年の櫓などの作事をおこなっている。

#### (4) 天守台の存在意義について

天守台の存在意義について示唆する事例として、前述のように、宝永6年には斧始めの儀式や藩主自ら臨席した作事完成の祝儀の儀式を天守台でおこなっていることは、天守は存在していなくても、天守台が城の中心に位置する場所として認識されていたことを物語っている。このことは、天守台が城内の最高所に位置し、まわりの眺望が開けている点とも相俟って、儀礼の場としての存在意義を見出すことができる。これまで天守台は、軍事性の観点からその存在意義が説かれてきたが<sup>(38)</sup>、平和な時代の城郭における天守台の存在意義を考える場合、儀礼的な存在意義、換言すれば、心的な（メンタルな）存在意義があったと見なすことができよう。今回の大修築では天守の再興は最初から計画には入っていなかったが、逆に言うと、天守の再興は必然的にはとらえられておらず、むしろ天守台の存在意義の方が重視されていた（つまり、天守がなくても、天守台の存在そのものに意義があった）、というように解釈できるかも知れない。

以上のように、佐伯城の大修築（宝永6年～享保13年）の作事・普請内容からは多くの示唆に富む視点が提示できるが、毛利高慶が荒廃していた山上の曲輪群を再興したことは、単に城の威信を正すという象徴的意味だけではなく、再興後、二の丸では藩主が家臣に対して役職の任命をおこなったり、藩主の在城時には、今後、正月3日に二の丸において雑煮・吸い物などで祝うように命じているので<sup>(39)</sup>、実際に二の丸は儀礼的な意味で機能させていたことがわかる。その意味では、前述のように、天守台の儀礼的な存在意義をも勘案すると、普段一般政務をおこなう山麓の三の丸と、特別の儀礼的場所としての山上の曲輪群という使い分けがなされていたのかもしれない。

マクロ的な意味で、今回の大修築の位置付けを考えると、武家諸法度発布下において外様大名の居城の主要部分を大規模に再興したことは、従来の通史的理解からすると異例と受け取られるかもしれないが、こうした類例には、当該期に外様大名の居城であった近隣（東九州）の日向国延岡城（承応元年〔1652〕～明暦元年〔1655〕の大修築<sup>(40)</sup>）や日向国高鍋城（延宝元年〔1673〕～同6年〔1678〕の大修築<sup>(41)</sup>）のほか、同じ九州の肥前国平戸城（宝永元年〔1704〕～享保3年〔1718〕の大修築〔再築〕<sup>(42)</sup>）でも同様の事例があり、このような九州における類例も含めて、その時代相における幕藩関係の視点から、幕府より許可された経緯などを再検討する必要があると思われる。



## 【註】

- (1) 佐伯城跡にある「史跡豊後佐伯城址」の説明板（佐伯市教育委員会によるもの）の記載によれば、「城は4年後の慶長11年に完成したが、程なく失火により本丸・二の丸を失い、その復興をあえて行わず、寛永14年（1637）、山麓に三の丸を開き、大いに殿館を営んで以来二百数十年、佐伯藩政は専らここで執られた」としている。なお、佐伯城に関する最新の研究報告としては、「佐伯城－三層天守がそびえた、毛利氏の近世山城－」（中井均・加藤理文『城郭探検倶楽部』、新人物往来社、2003年、234～237頁）、中井均「佐伯城跡－関ヶ原後に新造営された山城－」（『城を歩く－その調べ方・楽しみ方－』（別冊歴史読本）、新人物往来社、2003年、189～192頁）があり、その中で、中井氏は「佐伯城は関ヶ原合戦以後に新たに築かれた城であるにもかかわらず、山城を採用したきわめて珍しい例である」（前掲・中井均「佐伯城跡－関ヶ原後に新造営された山城－」）と指摘されている。
- (2) 本稿の「はじめに」における、佐伯城に関する歴史の概略は『日本城郭大系』16巻（新人物往来社、1980年、138～144頁、佐伯城の項）によった。なお、佐伯城のように、寛永期になって山城部分の曲輪から麓の曲輪に藩政機構を移した同様の事例としては、仙台城の事例がある。仙台城史跡調査室（仙台市教育委員会文化財課）室長の金森安孝氏の直接の御教示によれば、仙台城は伊達政宗が築城した慶長期当初は山城部分の本丸を中心として機能し、麓の三の丸（絵図によっては、蔵屋敷とも東の丸とも記されている）はいわば根小屋的な機能を果たしており、その後、寛永15年（1638）、二代藩主伊達忠宗の時代に麓の二の丸を造営し藩政機構の中心が山城部分の本丸から二の丸に移った、と指摘されている。
- (3) 『佐伯藩史料 温故知新録』3巻（佐伯市教育委員会編集、佐伯市長小野和秀氏発行、1999年）。『佐伯藩史料 温故知新録』4巻（佐伯市教育委員会編集、佐伯市長小野和秀氏発行、2001年）。『佐伯藩史料 温故知新録』5巻（佐伯市教育委員会編集、佐伯市長佐藤佑一氏発行、2003年）。本稿では『温故知新録』の中の「高慶公御手日記写（江戸）」（藩主毛利高慶の江戸在府中の日記）、「高慶公御手日記写（佐伯）」（藩主毛利高慶の在国中の日記）からの引用を中心にして行論を進めるが、引用箇所について逐一注記を付すと煩瑣になる関係上、『温故知新録』からの引用箇所については原則として注記を省略した。ただし、特に引用する場合は『佐伯藩史料 温故知新録』については、『佐一温』として略称した。なお、『高慶公御手日記写（江戸）』、『高慶公御手日記写（佐伯）』の史料本文中では、本来、作事に該当する事例であっても、「城櫓普請」（前掲『佐一温』5巻、218頁、「高慶公御手日記写（佐伯）」享保11年4月21日条）などというように「普請」として表記している。よって、本稿では、『高慶公御手日記写（江戸）』、『高慶公御手日記写（佐伯）』の史料本文中に「普請」と表記されていても、内容的に作事に該当するケースでは適宜、作事として解釈し行論を進めることとする。
- (4) 拙稿「幕府直轄城郭の修復規定について－幕末の事例を参考として－」（『城郭史研究』17

号、日本城郭史学会、1997年)においては、史料的検討から、幕府内では城郭建築物の耐用年限を約20年として考えられていた点を指摘した。このことは幕府関係の城郭建築物に限らず、一般的に城郭の木造建築物の耐用年限として約20年を一つの目安にすることはできるであろう。特に本稿で取り扱う佐伯城の山上の曲輪群の場合は、建築物が山頂部に位置する関係上、自然条件面で平地にある城郭建築物よりも損傷を受けやすかったということが容易に想像できる。

- (5) 或いは、前掲註(1)で述べたように、火災により本丸、二の丸の建築物が焼失したとすると、その火災以降、本丸、二の丸には建築物が存在しなかったことになる。
- (6) 前掲『佐一温』3巻、360頁(「高慶公御手日記写(佐伯)」宝永6年7月13日条)。この史料中の表記における「出丸」とは西出丸、北出丸のことを指し、「曲輪」とは本丸外曲輪のことを指すと思われる。
- (7) 前掲『佐一温』3巻、360頁(「高慶公御手日記写(佐伯)」宝永6年7月13日条)。この史料中の表記として「御證文之御奉書」としていることは、「証文=証拠となる文書」という点を考慮すると、年月日が明記された城郭普請許可の老中奉書が、幕府の許可に関する証拠能力を持つことを如実に示していて興味深い。なお、前掲「高慶公御手日記写(佐伯)」宝永6年7月13日条には、この時の老中奉書の原文の史料引用がされていないため、詳細な許可事項については不詳である。
- (8) このことは、斧始めの儀式に大工などの作事関係者が出席していないこともその証左となろう。
- (9) 『大辞林』(三省堂、1988年、1574頁)の「手斧始め(ちょうなはじめ)」の項には「大工が工事にとりかかる最初の日に行う儀式」としている。
- (10) ちなみに、老中奉書は宝永6年6月27日に渡され、それが国元(佐伯)に届いたのが7月13日なので(前掲『佐一温』3巻、360~361頁、「高慶公御手日記写(佐伯)」宝永6年7月13日条)、江戸-佐伯間を16日間かかっている。そして、7月19日に毛利高慶は国元の佐伯から江戸の藩邸にむけて書状を出している(前掲『佐一温』3巻、365頁、「高慶公御手日記写(佐伯)」宝永6年7月19日条)、これが16日間かかって江戸に着いたと仮定すると、8月6日には江戸藩邸に着いたことになり、その毛利高慶の書状が江戸藩邸に到着してから幕府へ請書を提出したとすると、8月18日に請書を提出した、ということは日数的に整合する。
- (11) 前掲『日本城郭大系』16巻(139頁)。
- (12) 前掲『佐一温』3巻、388頁(「高慶公御手日記写(佐伯)」宝永6年11月9日条)。史料の原文では「櫓台・垣口々之戸」となっているが、「櫓台(「石」脱カ)垣、口々之戸」というように解釈した。
- (13) この「最初之城普請」と同様の表現としては、「高慶公御手日記写(佐伯)」宝永6年11月21

日条にも「城普請方、初之分出来二付」という記載がある。

- (14) この鐘楼の釣り鐘はもともと本丸にあったもので、本丸の大破後、養賢寺に遣わしたが、宝永7年2月24日に毛利高慶が、この釣り鐘を以前のように山上の本丸に置くことを指示した（前掲『佐一温』3巻、403頁、「高慶公御手日記写（佐伯）」、宝永7年2月24日条）。
- (15) 前掲『佐一温』3巻、32頁（「宝永七年江戸日記書抜」宝永7年8月12日条）。この「宝永七年江戸日記書抜」は、家老戸倉外記の江戸における日記（宝永7年8月1日～29日）である。
- (16) 山崎家治が丸亀城再築の申請に際して、木形と絵図を幕府へ提出したことは、万治3年（1660）3月26日付老中奉書（『重要文化財丸亀城、大手一の門、大手二の門、附東西土塀、修理工事報告書』、丸亀市、1963年、55頁、収載）に明記されている。この木形について、宮上茂隆氏は、もと東京九段の遊就館に展示されていた木図（現在は行方不明で写真だけが伝えられている）がそれに該当すると指摘されている（『復元大系日本の城』7巻、ぎょうせい、1993年、97頁）。
- (17) 前掲『佐伯市史』（169頁）。
- (18) 前述の宝永7年4月14日に毛利高慶（江戸に在府中）が国元から瓦葺き終了の報告を受けたケースでは、3月23日に国元から出した書状が4月14日に江戸に着いているので、この場合、佐伯－江戸間の所要日数が21日間かかっていることがわかる。
- (19) 前掲『佐一温』3巻、212頁（「高慶公御手日記写（江戸）」正徳3年3月15日条）。
- (20) 前掲『佐一温』3巻、451～452頁（「高慶公御手日記写（佐伯）」正徳3年8月11日条）。
- (21) 他城の修復のケースにおいて、修復完了後に完成届を幕府へ提出した事例としては、彦根城の事例がある（図録『彦根城の修築とその歴史』、彦根城博物館編集、彦根市教育委員会発行、1995年、10頁）。
- (22) 前掲註（18）参照。
- (23) 前掲『佐一温』4巻、127頁（「高慶公御手日記写（江戸）」享保7年4月13日条）。ここで右筆吟味役として出てくる飯高七兵衛は、『新訂寛政重修諸家譜』第18（続群書類従完成会、1965年、118頁）によれば飯田勝政に該当し、享保7年の時点では表右筆であり、その後、同10年6月11日に表右筆組頭になっている。
- (24) 土用とは、陰暦で、立春・立夏・立秋・立冬の前各18日間の称であり、土用中に土を犯すことは忌むべきこととされた（『日本国語大辞典』15巻、小学館、1975年、36頁）。よって、土石直し事始めの神事を土用の期間におこなうことを避けたものと思われる。
- (25) 前掲『佐一温』4巻、141頁（「高慶公御手日記写（江戸）」享保7年6月28日条）。播磨某の職名については「高慶公御手日記写（江戸）」享保7年6月28日条には記されていないが、「高慶公御手日記写（佐伯）」享保9年閏4月17日条の記載内容から神主であることがわかる。

- (26) 前掲『佐一温』4巻、339頁(「高慶公御手日記写(佐伯)」享保9年4月21日条)。この史料本文の中では「本丸大手冠木門」としているが、前掲『佐一温』3巻や同4巻の史料本文に出てくる大手冠木門とは山上の本丸に位置するのではなく、三の丸の櫓門の前方にある内馬場の先に位置する冠木門であることはあきらかである。よって、この「高慶公御手日記写(佐伯)」享保9年4月21日条での「本丸大手冠木門」という記載中の「本丸」としている点は、毛利高慶の錯誤であると思われる。また、史料本文では「大手冠木門四拾七年以前延宝六午年建」としているが、享保9年の時点から見て延宝6年は計算上では46年前にあたる。
- (27) 大手櫓門の上棟が享保9年7月18日であり(前掲『佐一温』4巻、352頁、「高慶公御手日記写(佐伯)」享保9年7月18日条)、同月24日に毛利高慶は参勤交代のため江戸に向けて国元を立っている(前掲『佐一温』4巻、354頁、享保9年7月24日条)ので、上棟の6日後に出立したことになる。
- (28) 「去々年(引用者注:享保10年に該当する)、此以後之普請者御届二不及候段、古川仁左衛門承合申越候、書付・日記等二も留置候、依之御届者不申上候」(前掲『佐一温』5巻、277頁、「高慶公御手日記写(佐伯)」享保12年11月28日条)。この場合、「去々年」(享保10年)となっているが、「右相残三ヶ所之櫓茂、旧冬(引用者注:享保10年の冬に該当する)之趣二候得者御届入間敷与存候」(前掲『佐一温』5巻、192頁、「高慶公御手日記写(佐伯)」享保11年正月10日条)という記述からすると享保10年の冬であったことがわかる。
- (29) 前掲『佐一温』5巻、192頁(「高慶公御手日記写(佐伯)」享保11年正月10日条)。この中で、この件について非公式に話を通しておいた相手側の人物として、史料の原文には「一橋<sup>(ママ)</sup>与左近将監殿両所之用人」と記されているが、「一橋<sup>(ママ)</sup>」の具体的人物名については不詳であり、何らかの誤記である可能性も考えられる。
- (30) 史料の原文には「城絵図二致朱引遣置候」(前掲『佐一温』5巻、204頁、「高慶公御手日記写(佐伯)」享保11年3月9日条)としか記されていないが、城絵図の記載内容について推測すると、絵図中の各曲輪には今回新たに作事をおこなう櫓などが描かれ、それらが朱引(朱色の線を引くこと)により明示されたものであったと思われる。
- (31) 毛利高慶が5月朔日付で小林九左衛門に出した書付では「櫓茂所々二而候処、存之外早く出来、殊丈夫恰好迄茂無残所」と記されているので、この5月1日の時点では櫓3ヶ所の作事が完成していたことがわかる。そして、この櫓完成の功勞により、惣奉行を務めた小林九左衛門は家老に抜擢された(前掲『佐一温』5巻、221頁、「高慶公御手日記写(佐伯)」享保11年5月朔日条)。
- (32) 前掲『佐一温』5巻、153頁(「高慶公御手日記写(江戸)」享保17年7月17日条)。
- (33) ただし、享保11年と同13年の作事に関しては、前述のように、幕府への届け出が不必要である旨を幕府側から確認済みであるため、改めて幕府へは申請していないので、申請に際しての表右筆との交渉はおこなわれていない。

- (34) 宝永6年9月16日の地鎮祭では、鎌・鋤・鍬を使用しているが（表2参照）、この3点は現代の地鎮祭でも使用される道具であり、こうした共通点については興味深い。
- (35) 城郭普請の労働編成に関する先行研究としては、木越隆三氏（石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室）の論考「石垣普請の労働編成－加賀藩前田家の普請体制－」（城郭シンポジウム『石垣普請の風景を読む－城の石垣はいかにして築かれたか－』資料集、2003年11月1日、東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科編集・発行）がある。
- (36) 前掲『佐一温』5巻、194頁（「高慶公御手日記写（佐伯）」享保11年正月22日条）。
- (37) 前掲『佐一温』5巻、249頁（「高慶公御手日記写（佐伯）」享保11年7月22日条）。
- (38) 高田徹氏は、文禄・慶長の役での倭城における天守台の事例に即して「縄張りからみれば天守（台）は決して装飾的ではなく、寧ろ実戦的といえるのであって（後略）」と指摘されている（高田徹「倭城の天守について」、『倭城の研究』2号、城郭談話会、1998年、111頁）。また、高田氏は「天守台の研究は（中略）天守周りに限らず本丸全体、城郭全体、城下町部を含めた全体的な検討等から、改修経緯、天守の機能・役割等を推定することは可能と考えられる」（高田徹「天守台研究をめぐる諸問題－特に用語・概念上の問題を中心として－」『織豊城郭』5号、織豊期城郭研究会、1998年、48頁）というように巨視的観点からの天守台分析の必要性を説かれており、こうした分析視覚の提示は十分首肯できるものである。
- (39) 前掲『佐一温』5巻、334～335頁（「高慶公御手日記写（佐伯）」享保14年4月27日条）。同、369頁（「高慶公御手日記写（佐伯）」享保14年10月23日条）。
- (40) 図録『甦る延岡城－築城400年記念特別展－（延岡市内藤記念館）』（延岡市教育委員会文化課編集・発行、2003年、4頁）。
- (41) 『高鍋町史』（高鍋町、1987年、135頁、141頁）。
- (42) 小松和博「平戸城」（『探訪ブックス〔城9〕九州の城』、小学館、1981年、132頁）。小松氏は、平戸城の大修築（再築）が幕府から許可された元禄16年（1703）には結城城（下総国）、沼田城（上野国）の再築も許可されていることと、前年の同15年には福島城（陸奥国）の再築も許可されていることに着目し、この時期に再築に関して幕府の「許可が集中しているのは注目してよいだろう」と指摘されている（前掲『探訪ブックス〔城9〕九州の城』、132頁）。

表 1

## 宝永6年の作事・普請のプロセス

(『佐伯藩史料 温故知新録』3巻)

【凡例】★…祝儀を示す、■…毛利高慶の見分を示す

宝永6年5月28日	絵図を提出して幕府へ申請
同 年6月27日	老中から老中奉書が渡される
同 年7月13日	老中奉書が国元(佐伯)に届く
同 年7月19日	本丸の作事・普請の関係役人を任命 ★佐伯城の作事・普請許可の祝儀(赤飯と吸い物)
同 年7月21日	惣奉行など作事・普請の関係役人が本丸の間数調査をおこなう
同 年7月23日	斧始め(おのはじめ) ★斧始めの祝儀(酒) ■毛利高慶が城山にのぼり見分
同 年7月25日	■毛利高慶が城山にのぼり見分
同 年7月26日	作事・普請期間中の休日を定める
同 年8月2日	新始め(ちょうなはじめ) ★新始めの祝儀(赤飯と吸い物など)
同 年8月18日	請書を幕府へ提出
同 年9月3日	■毛利高慶が城山にのぼり堀の矢狭間を見分
同 年9月16日	地鎮祭(地祭) ★地鎮祭の祝儀(赤飯と吸い物、金500疋など)
同 年10月26日	■毛利高慶が城山にのぼり見分
同 年11月20日	堀が完成する
同 年11月22日	★堀完成の祝儀(熨斗) ■毛利高慶が城山にのぼり完成した堀を見分
同 年11月23日	★堀完成の祝儀と褒賞(赤飯と吸い物、白銀5枚など) 作事・普請終了後の休息期間を設定(～12月14日まで)

※藩主毛利高慶の見分は7月下旬に2回、9月上旬に1回、10月下旬に1回、11月下旬に1回、おこなっている。つまり、8月は見分をおこなっていないが、7月～11月まで8月を除くと、毎月1回～2回のペースで見分していることがわかる。

表 2

## 作事・普請関係の儀式

〔佐伯藩史料 温故知新録〕3巻、4巻、5巻)

年月日	時刻	儀式名	執行者	参加者	服装	場所	備考
【宝永6年の作事・普請】							
宝永6年7月23日	-	新始め <small>アサヒ</small>	-	-	-	天守台	前日夜より当日早朝にかけて、大日寺において護摩を焚き、山神の祈禱をおこなう。 初めて切った松1本・角(角材のことか?)1本・銃1挺、丸太1本を三品に拵えて天守台上げておく。 和3人へ祝儀として銭を遣わす。
宝永6年8月2日	辰刻	新始め <small>アサヒ</small>	榑梁1人と 脇棟梁2人	惣奉行とその ほかの役人	-	本丸外曲輪内の 大工小屋	榑梁1人と脇棟梁2人が新立の規式を済ませる。
宝永6年9月16日 (注1)	朝五ツ時 (辰刻～ 巳ノ中刻)	地鎮祭(地祭)	惣奉行など 5人(注2)	藩主と家老など	麻の袴(藩主)	山上(城山)の 本丸	事前に藪兵庫へ2夜3日の祈禱を申し付ける。 録・勲・鏡三品の道具を使用。 作法は藪兵庫より教えられた通りにおこなう。
【享保7年の普請】							
享保7年6月6日 (注3)	-	土石直し事始め	神主の播磨某	石垣修復の奉行 と宗門奉行	-	本丸	本丸にて神主の播磨某が祈禱をおこなう。 土用の期間におこなうことを避ける。
【享保9年の作事・普請】							
享保9年閏4月21日	-	地鎮祭(地祭)	神主の播磨某	-	-	大手櫓門を建て る場所	
享保9年5月2日	-	新始め	-	-	-	-	
享保9年7月9日	-	柱立て	-	-	-	-	
享保9年7月18日	卯刻	上棟	-	-	-	-	
【享保11年の作事】							
享保11年正月22日	卯刻	新始め	大工棟梁	惣奉行と普請奉行	麻の袴	山上(城山)	供え物は藩主、惣奉行などが頂戴する。
享保11年5月3日	卯の上刻	棟上げ	-	-	-	-	
【享保13年の作事】							
享保13年正月12日	朝	新始め	-	-	-	-	
享保13年6月19日	-	棟上げ	-	-	-	-	

(注1) この日は、大吉祥日であるとともに、佐伯城を築城した藩祖毛利高政の月命日にもあたる。

(注2) この地鎮祭の役人は、名代・惣奉行(熨斗目・長袴着用)、手伝い・普請上奉行(熨斗目・半袴着用)、かま・大工棟梁(麻の袴着用)、すき一足軽1人、くわ一足軽1人の5人である。このほか、諸色受込役2人、同加役1人、同加役1人、普請中惣目付1人、所奉行5人、普請入用元が1人(いずれも服紗小袖、麻の袴着用)も同席した。

(注3) 6月7日から土用に入るため6月6日に土石直し事始めをおこなった。

表 3

▼宝永6年の作事・普請における藩内の職制、及び、動員された諸身分の者（『佐伯藩史料 温故知新録』3巻、363～364、367、370、372、396頁）

毛利高慶 (藩主)	作事・普請の 関係役人	惣奉行…戸倉範重 (外記) [家老]
		惣奉行代理…益田金兵衛 [家老]、益田六郎右衛門 [家老]
		諸色受込役…関十左衛門、西名兵右衛門
		同加役…斎藤勘左衛門
		普請上奉行…佐久間儀右衛門
		同添役、普請中惣目付…国矢藤右衛門
		所奉行…岡崎八右衛門、間作平、長谷川園右衛門、并河仲右衛門、高瀬藤兵衛
		普請入用元々…小林九左衛門
動員された 諸身分の者	【士分】 徒士・小頭など	
	【士分以下】 足軽	
	【大工】 大工棟梁…長左衛門、脇棟梁2人、そのほか領内の大工を徴発	
	【杣】 杣3人	
	【人夫】 在方、浦方より人夫を徴発	

▼享保9年の作事・普請における藩内の職制（『佐伯藩史料 温故知新録』4巻、342～343頁）

毛利高慶 (藩主)	普請奉行…間作平、坂本弥五右衛門
	勘定其外諸事請込役…今井太次右衛門
	職名不詳…松岡清右衛門、平山市左衛門、足軽2人
	普請中目付…古賀清太夫、高妻嘉太夫 (隔日で1人ずつが詰める)
	下役小頭…松岡五右衛門、村尾忠次兵衛、足軽3人
	大工棟梁…吉田宅平
	石垣築…仁右衛門 (足軽)





『探訪ブックス〔城9〕九州の城』（小学館、1981年、239頁）より引用